

## 「書面添付」の記載内容

記載内容については、大きく以下のとおりになります。

1. 計算し、整理した主な事項について、具体的に、どのような書類や帳票に基づき、どのように確認したのか。
2. 審査した主な事項について、具体的に、どのような書類や帳票に基づき、どのように確認（審査）したのか。
3. 前年（度）と比較して顕著な増減が見受けられる事項について、具体的に、どのような理由から増減したのか。
4. 会計処理方法に変更等があった事項について、具体的に、どのような理由から、どのように変更したのか。
5. 相談に応じた事項について、具体的に、どのような相談があり、それに対してどのような指導又は確認をしたのか。
6. 審査した事項について、その結果に至るまでに、具体的に、どのような確認作業を行ったのか。

また税務に関する職業専門家の税理士が責任を持って計算し、整理し、又は相談に応じた事項については、税務官庁（税務署・国税局等）もこれを尊重することにより税務行政の円滑化と簡素化を図ることができま

す。ただし、書面の1欄から5欄は、計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにするものであり、これらの欄に全く記載のないものは、書面添付に該当しないので、意見聴取等を行う必要がないと国税庁の指針にも明記されているため、ただ提出するだけの形だけの書面添付は全く意味がありません。

## 「税理士法人みらい」の書面添付制度への取り組み

その提出された書面添付による「意見聴取制度」は税務調査の要否判定になりますので、税理士法人みらいでは、(1)計算し整理した事項の審理・監査の状況 (2)顕著な増減項目の理由説明 (3)会計処理の変更 (4)その他相談事項を受けたものの指導・確認等 につき内容の高い添付書面を作成し顧問先の信頼性を高めたいと考えております。

### 税理士法人みらいでは、

#### 1.月次決算時における問題点の抽出、その後の改善・指導

- 月次決算により会社の経営状態が毎月確定出来る
- 問題点も早く見つけることが出来る
- 問題点の抽出だけでなく、その後の改善・指導も早く行える

#### 2.月次監査時における税務相談、書類確認等

- 税務相談が毎月の月次監査時に行うことが出来る
- 書類の確認も毎月行うことが出来る

を中心とした顧問先様とのお付き合いにより、決算期にまとめて作成されるような内容の薄い添付書面ではなく、品質の高い信頼性のある添付書面の作成を行います。

## 元国税職員による「事前調査」に基づく書面添付書類作成への取り組み

税理士法人みらいでは、品質の高い書面添付書類を作成することに力をいれておりますが、それでも税務調査が行われないうことを保証することは出来ません。

しかし、少しでも品質を高めるためのサービスとして「事前調査」に基づく書面添付書類の作成も別途ご用意しております。

ここで言う「事前調査」とは、税理士法人みらいの税務調査の経験豊富な税理士（元国税職員）が税務調査官の立場となり、弊社の担当者も同席したうえで顧問先様の模擬税務調査をさせて頂くことを言います。

日頃から、月次決算における問題点の抽出やその後の指導改善を常に心がけておりますが、会計帳簿からだけでは分からない問題点や調査官の目線から見た場合の問題点があるかもしれません。

そこで、今まで税務調査官として長年培ってきたノウハウを持つ税理士が「事前調査」を行うことで、顧問先様に対しまして、さらに細かい問題点や指導改善事項のご提案が出来ると考えております。

「事前調査」は顧問先様の経理状況の改善だけではなく、より中味のある品質の高い書面添付書類を作成することが出来るサービスです。

また、顧問先様の社長や経理担当者の方も、実際の税務調査と同じ体験が受けられることにより、万が一の税務調査の対応の準備も出来ます。

## 書面添付制度のQ&A

**Q** 法第33条の2の書面を申告書に添付して提出した場合には、当該申告書に係る税務調査は省略されるのですか。

**A** 申告書に添付して提出した法第33条の2の書面に関して、事前通知前の意見聴取が行われ、疑問点が解消した場合など、結果的に帳簿調査に至らない事はありますが、当該書面については、税務調査の省略を前提としているものではありません。

**Q** 事前通知前の意見聴取はいつ頃行われますか。

**A** 税務署が納税者に対する調査の事前通知を行う予定日の1～2週間前までに、意見聴取の日時、方法を取り決めるための連絡が行われることとされています。

**Q** 事前通知前の意見聴取が行われる場合、納税者も同席する場合はあるのでしょうか。

**A** 事前通知前の意見聴取は、税理士に対して行われるものであり、納税者を同席させて行うものではありません。

**Q** 法第30条の書面（税務代理権限証書）の税理士と法第33条の2の書面の税理士が異なる場合は、どちらの税理士から事前通知前の意見聴取が行われることになるのですか。

**A** 現在、法第30条の書面を提出している税理士から事前通知前の意見聴取が行われることとなります。

**Q** 法第30条の書面（税務代理権限証書）の税理士と法第33条の2の書面の税理士が異なる場合は、どちらの税理士から事前通知前の意見聴取が行われることになるのですか。

**A** 現在、法第30条の書面を提出している税理士から事前通知前の意見聴取が行われることとなります。